

産業廃棄物税検討資料

宮城県では、産業廃棄物の3R（発生抑制Reduce、再使用Reuse、再生利用Recycle）の推進を経済的に支援し、「循環型社会」の形成を図っていくため、平成17年4月1日に産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）を導入しました。

「循環型社会」とは、日常生活や事業活動で物の再使用や修理が当たり前になることで、廃棄物の発生が抑制され、また、排出された廃棄物に関しても、循環的利用が進み、関係者の協働による廃棄物の総合的な3Rが進んでいる社会です。

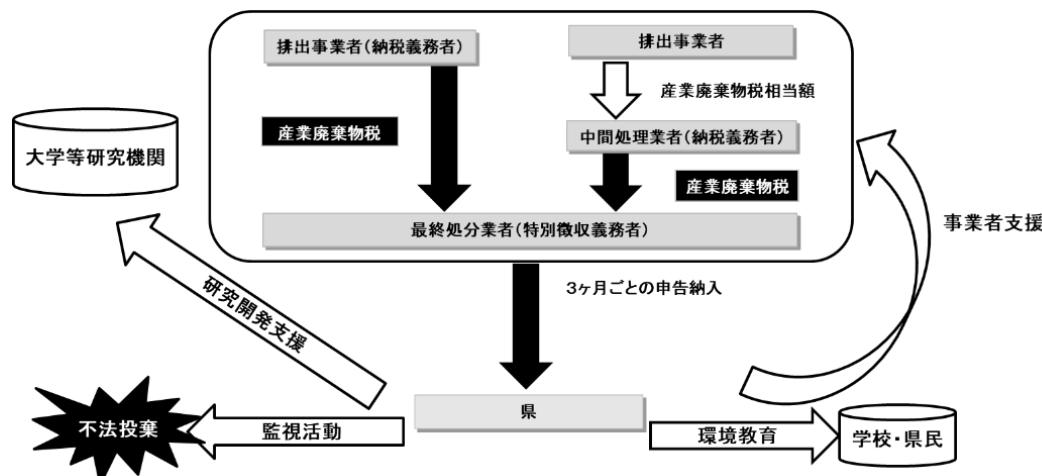
産廃税は、制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して5年ごとに見直すこととしており、令和元年度に3回目の見直しを行った結果、課税期限を令和7年3月31日までとしました。

今回、期限を迎えるに当たり、改めて産廃税の効果を検証し、今後の税の在り方を検討します。

【産廃税の概要】

産業廃棄物税条例（平成16年条例第19号）による税の仕組みは次のとおりです。

- 1 課税対象 県内における産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）への搬入
- 2 納税義務者 排出事業者（中間処理業者を含む。）
- 3 税率 最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円
- 4 徴収方法 最終処分業者による特別徴収
(ただし、自社処分の場合は、排出事業者による申告納付)
3か月ごとの申告納入（納付）
- 5 課税期間 令和7年3月31日まで
- 6 導入状況 27道府県1政令市（東北6県含む）※
※令和6年4月時点

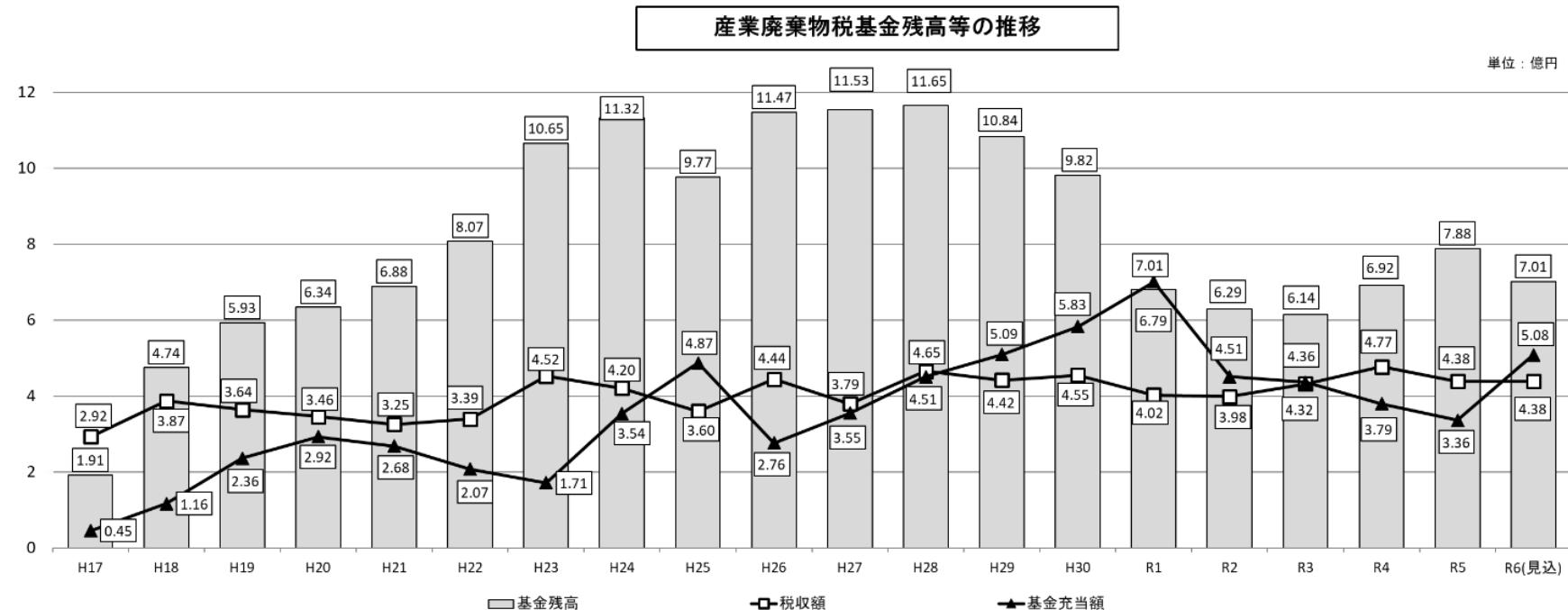


1 税収額等の推移

産廃税は、3か月分をまとめて翌月納入納付することとなっており、1月から3月分は4月に納付されることから、平成18年1月から3月分の歳入年度は、平成17年度ではなく、平成18年度の税収となります。したがって、平成17年度は、3四半期分の税収となっています。

平成18年度からは、4四半期分の税収となり、約3億9千万円の実績となりましたが、それ以降減少傾向となり、平成22年度は約3億4千万円となりました。平成23年度以降は、震災の影響によりがれき類等の排出量が増え、それに伴い埋立量も増えたことから、およそ4億円台で推移しており、令和5年度の税収（決算額）は約4億4千万円※となっています。

基金残高は、東日本大震災の影響によりいくつかの事業執行を中止したこと、平成23年度以降の復旧復興工事等によるがれき類の排出増などによって税収が増加したことにより、平成28年度末時点で、約11億7千万円まで増加しました。その後、徐々に事業数を増やして令和元年度には充当額を最大約7億円まで拡充することで、令和3年度末時点には約6億1千万まで減少しましたが、再び充当額を4億円台に戻したことで、令和5年度末時点で約7億9千万円※となっています。



※1 基金へは税収額のうち予算計上額までを当該年度に積立し、翌年度補正予算化の上、残額を積立している。

※2 基金残高は、前年度の基金残高+税収額-基金充当額-徴税費用+運用益等となる。

2 産廃税充当事業の概要と効果

産廃税は条例により、徴税に要する費用を除いた額を、（1）産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業、（2）産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業に充てることとされています。産廃税導入時の平成17年度は5事業で4千4百万円だった事業充当額は、令和5年度には33事業で約3億4千万円※と順次充実を図ってきました。令和2年度から令和6年度までは約21億1千万円を充当する見込みです。

また、産業廃棄物は、商工業、建設業、農林水産業など、広汎な業種から発生し、かつ、解決すべき課題も多岐にわたっていることから、環境生活部以外の部局においても事業を実施しています。令和2年度から令和6年度間の充当額の推移と目的別及び部局別の内訳については、下記のとおりです。

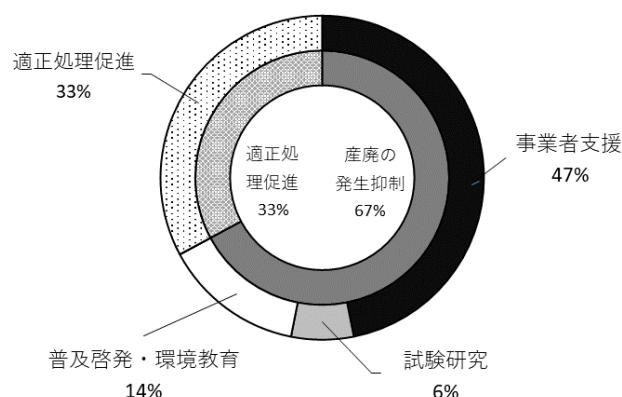
[充当額の推移]

		令和2年度 決算額		令和3年度 決算額		令和4年度 決算額		令和5年度 決算額		令和6年度 当初予算額		計		割合 (%)
(1)産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に関する事業		26	326,111	23	307,737	20	283,013	22	234,481	18	264,102	109	1,415,444	67%
内 訳	事業者支援	5	181,967	6	209,731	6	215,276	6	158,862	6	221,998	29	987,833	47%
	試験研究	7	38,056	7	27,904	6	21,724	6	20,918	7	22,584	33	131,187	6%
	普及啓発・環境教育	13	105,839	10	70,102	8	46,013	10	54,701	5	19,520	46	296,176	14%
	その他	1	249	0	0	0	0	0	0	0	0	1	249	0%
(2)産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業		14	124,462	13	127,308	11	95,738	11	101,328	14	243,254	63	692,090	33%
合計		40	450,572	36	435,045	31	378,751	33	335,809	32	507,356	172	2,107,534	100%

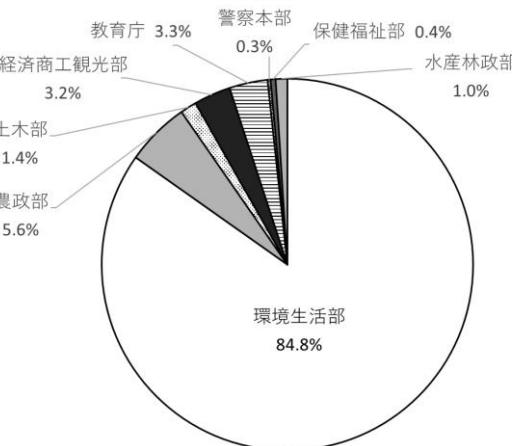
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

[5年間（R 2～6）の充当額の目的別及び部局別の内訳]

<目的別>



<部局別>



(1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業

1) 事業者支援及び試験研究の実績と効果指標の推移

イ 事業者支援の実績 (6事業 987,833千円 【R 2～5 決算額及びR 6 当初予算額】)

環境産業コーディネーターを派遣して、事業者が抱える廃棄物の3Rに関する課題解決支援や、事業者のニーズに応じた産業・産学マッチング、地域単位や同業種の事業者が3R等を推進するための企業相互の連携組織である「エコフォーラム」の活動支援などを行いました。

また、製造工程の改善による廃棄物の発生抑制や、産業廃棄物処理業者が行う廃棄物の再使用・再資源化、産業廃棄物由来の再生資源を有効活用する設備など、産業廃棄物の3Rに資する設備を導入する事業者に対して、その経費の一部を補助しました。

他にも、フードバンク活動団体によるフードドライブ事業や実施体制構築への支援、最終処分場設置者が地域と共生を図るための取組に対する支援を行うなど、ハード及びソフトの両面で事業者が取り組む3Rの推進について、着実な実績を上げています。

○主な取組

事業名	事業概要	主な取組実績	
環境産業コーディネーター派遣事業	環境産業コーディネーターを県内各地域に派遣して、個別企業が抱える3R等の課題解決支援やマッチング支援を実施。さらに、地域又は同業種による企業連携組織「エコフォーラム」の活動を支援した。	環境産業コーディネーターの年間訪問企業延べ数 R 2 637件 R 3 423件 R 4 473件 R 5 459件	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品製造業者と畜産業者の産業マッチングを仲介し、廃棄パックご飯が畜飼料（50トン/月）に活用されるようになった。 ● 燃え殻中の非鉄金属のリサイクルを検討している廃棄物処理業者と事業の実現に必要な専門的知見を持つ大学研究室を産学マッチングした。
みやぎ産業廃棄物3R等推進事業	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、再生資源の利活用等のための設備を導入する事業者に対して、その経費の一部を補助した。	3R効果量（R 2からの累積） R 2 1,528t R 3 4,590t R 4 5,404t 補助金の交付件数 R 2 8件 R 3 6件 R 4 7件 R 5 9件	<ul style="list-style-type: none"> ● R 2～5年度間で延べ30者に補助金を交付した。 ● 重点枠を設け、将来大量廃棄が見込まれる産業廃棄物（廃太陽光発電設備（2件））や、処理が課題となっている産業廃棄物（廃プラスチック類（6件）、雑品スクラップ（3件））の3R等を重点的に支援した。
事業費合計 94,723千円			
事業費合計 (設備整備等) 667,437千円			

事業名	事業概要	主な取組実績	
フードバンク支援事業	各地域で、安定的かつ持続可能なフードバンク活動が行われるために、行政・民間・住民が参画する地域密着型の食糧支援体制の構築を支援した。	フードドライブ実施延べ日数、 提供量	<ul style="list-style-type: none"> ● ノウハウを持つフードバンク活動団体へ委託を行い、県内延べ8市町において、フードドライブや新たな食品提供事業者の開拓等を行った。
事業実施期間 R 2～6 年度		R 2 56 日 1,945 k g	<ul style="list-style-type: none"> ● フードバンク活動団体連携会議を開催し、団体間のネットワーク構築や他県の先進事例を学習する機会を提供するとともに、上記の成果を当該地域で活動するフードバンク団体と共有した。
事業費合計 9,161 千円		R 3 325 日 345 k g	
		R 4 490 日 504 k g	
		R 5 340 日 1,040 k g	

□ 試験研究事業の実績 (11事業 131,187千円 【R2～5決算額及びR6当初予算額】)

事業者による研究開発の取組を支援したほか、県の公設試験研究機関においても3Rを推進するための研究開発が進められており、一部で事業化・実用化がなされるなど、着実な実績が上がっています。

○主な取組

事業名	事業概要	主な取組実績	
みやぎ産業廃棄物3R等推進事業（再掲）	産業廃棄物の3R等を推進するための研究開発等事業を支援した。	補助金の交付件数 R2 6件 R3 6件 R4 5件 R5 6件	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点枠として、大学等と連携し、処理が課題となっている産業廃棄物（廃プラスチック類（1件）や廃石膏ボード（2件））のリサイクル取り組む研究を支援した。 ● 製造時に発生するプラスチック屑や端材を、再度原材料として使用するための基礎研究及びシステム開発等に活用されている。
事業実施期間 R2～6年度			
事業費合計 (研究開発等) 107,146千円			
メタン発酵消化液の作物栽培への利用	食品廃棄物等を原料としたバイオガス施設において副次的に発生するメタン発酵消化液について、水稻や園芸作物栽培への利用方法を検討した。		<ul style="list-style-type: none"> ● H28～R4年の事業計画で古川農業試験場等にて実施。 ● 県内3施設のメタン発酵消化液を用いて研究を実施し、水稻及び7品目の野菜について、消化液の肥料効果を確認し、適正施用量や施用方法、施用時の留意点について「普及に移す技術第98号」に掲載するとともに、農業者向けの「消化液活用ガイド」を作成・公開した。 ● 地域の貴重な有機物資源である消化液について、関係機関と連携しながら各種機会を通じて情報提供等を行い、消化液の一層の利用拡大を目指す。
事業実施期間 R2～4年度			
事業費合計 17,094千円			
きのこ廃菌床を利用した野菜栽培資材の開発	きのこ廃菌床を活用して、野菜の養液栽培用に大量に必要とされる有機質培地等としてのリサイクルを検討した。		<ul style="list-style-type: none"> ● R2～6年の事業計画で農業・園芸総合研究所で実施。 ● 2ヶ月以上の堆肥化処理により、イチゴやトマト、ナスの養液栽培用培地として既存の培地と遜色ない生育や収量を上げられる可能性が確認できた。 ● 令和5年度時点で廃菌床培地を4年運用しているが、生産現場では5年以上培地を継続使用することが多いため、経年使用した培地の変化や収量への影響を確認する必要がある。また、廃菌床培地で袋培地栽培が可能か検討する。
事業実施期間 R2～6年度			
事業費合計 25,979千円			

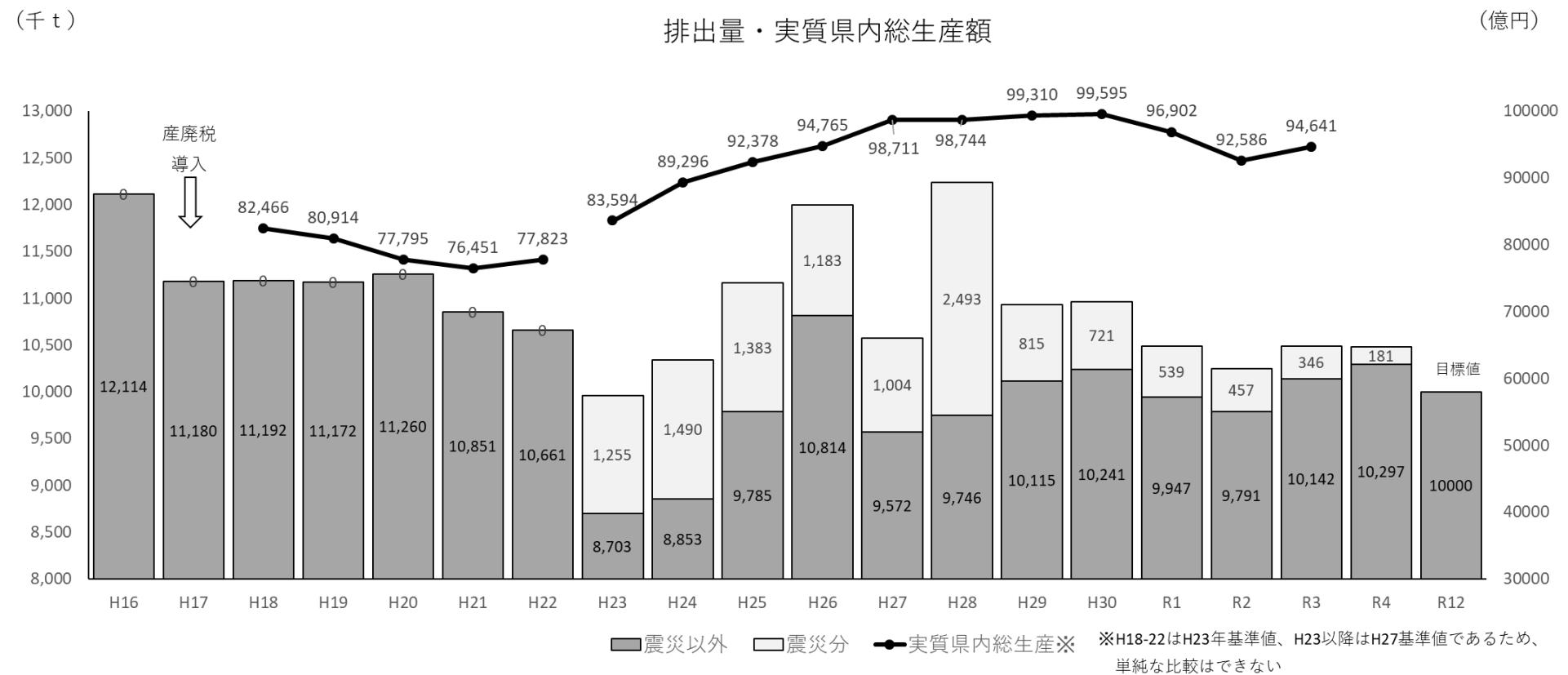
ハ 効果指標の推移

イ) 産業廃棄物の排出量の推移

平成17年4月の産廃税導入以降、排出量は緩やかに減少していましたが、平成23年度以降、震災の復旧・復興事業によるがれき類の増加、工場の操業再開等により増加に転じました。その後、平成28年度をピークに再び減少傾向に転じています。

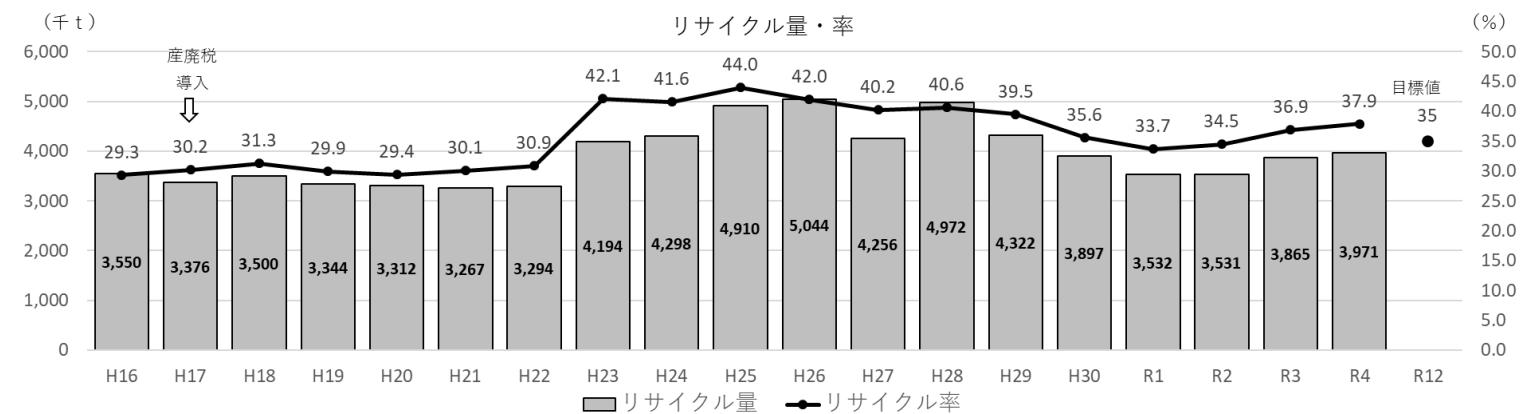
なお、復旧・復興事業等に由来する震災分の排出量を除外した場合、震災前よりも排出量は減少しています。

また、産業廃棄物の排出量は社会経済活動と密接に関わっています。平成23年度以降、我が県の実質県内総生産は増加傾向にある一方、産業廃棄物の排出量は抑制傾向にあることを考慮すると、事業活動における3Rの取組が進んでいることが推察されます。



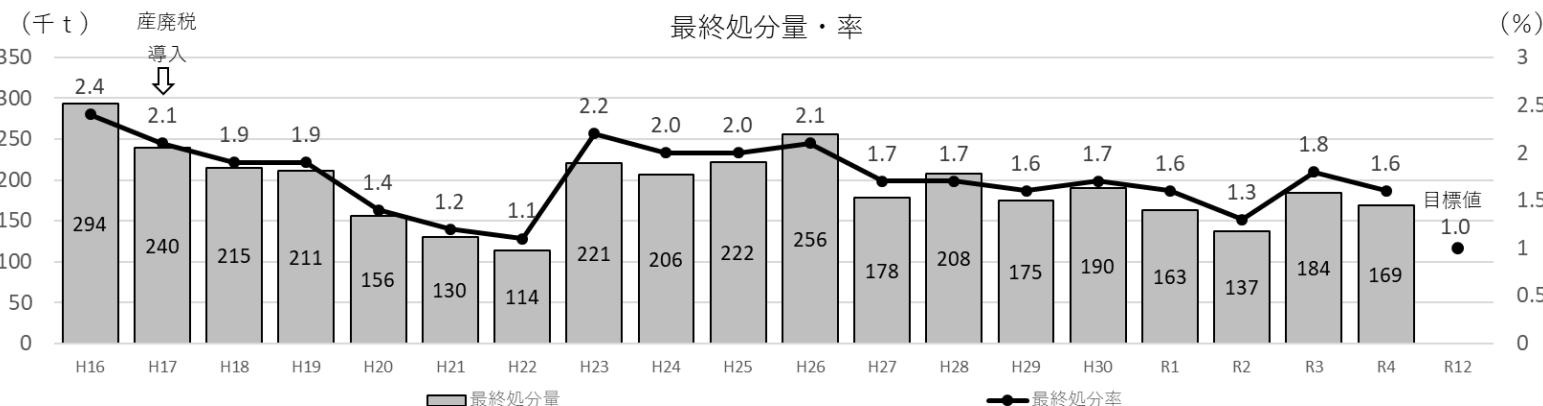
ロ) 産業廃棄物のリサイクル率の推移

産廃税導入以降、リサイクル率は緩やかに上昇していましたが、東日本大震災後、9割以上がリサイクルされる「がれき類」の排出量が増えたことから、リサイクル率が急上昇し、平成25年度に44.0%に達しました。その後、復旧・復興事業の落ち着きとともに減少傾向にありましたが、令和元年以降、再び上昇に転じ、令和4年度は宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）における目標値を達成しました。



ハ) 産業廃棄物の最終処分率の推移

産廃税導入以降、最終処分量及び最終処分率は着実に減少していましたが、東日本大震災後、急上昇しました。平成27年度に2%を下回ってからは、概ね横ばい傾向で推移しています。直近の最終処分量の増加傾向については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医療・福祉分野からの廃棄物の増加も一因であると考えられます。



2) 普及啓発・環境教育事業の実績と効果指標の推移

イ 普及啓発・環境教育事業の実績（18事業 296,176千円【R2～5決算額及びR6当初予算額】）

事業者や県民の自主的な3Rに関する取組を促すための普及啓発や、宮城県グリーン製品の認定と普及、次世代を担う学生への環境教育を行い、環境に配慮した物品等が適切に評価される市場の形成や、3Rに向けた意識の醸成や課題解決に向けた情報提供などを進めています。

○主な取組

事業名	事業概要	主な取組実績	
みやぎ産業廃棄物3R等推進事業（再掲）	グリーン購入促進条例に定める基準に適合する環境物品等を「宮城県グリーン製品」として認定した。	グリーン製品新規認定数 R2 7件 R3 9件 R4 5件 R5 4件	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県グリーン製品の認定事務を年2回行った。 ● 認定製品は、製品概要を掲載したパンフレットを年2回、県内の行政機関等に配布するとともに、県のウェブサイトや各種環境イベント等で普及を行った。
事業実施期間 R2～6年度			
事業費合計 (グリーン製品) 1,928千円			
みやぎの3R普及啓発事業	3Rに関する知識の普及と実践を県民・事業者に呼びかけ、環境に配慮した行動の定着、拡大を図った。	広報（TVC M） R5 視聴率283%に設定して放映 広報（ラジオCM） R2～5 毎年112回	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月の食品ロス削減月間に、民放4局で食品ロス削減を呼び掛けるテレビCMを放映した。 ● 3R推進月間及び年末年始に、ごみの適正処理や、プラスチックの使用削減、食品ロスの削減などを呼び掛けるラジオCM3本を放送した。
事業実施期間 R2～6年度			
事業費合計 48,093千円			

事業名	事業概要	主な取組実績	
循環型社会形成推進事業 (※1)	宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）の普及啓発事業や、最終処分場の地域共生を促進する事業を実施した。	小学生向け教材配布数 R 3 3 7 1 校 約 1 2 万部 R 4 3 6 3 校 約 1 2 万部 R 5 3 5 9 校 約 1 2 万部	<ul style="list-style-type: none"> 若年層・親世代への3R普及啓発として、県内小学生向けリーフレット（応募はがき付き）を配布した。 食品ロス削減のため、小売店に対して「てまえどり」啓発用POPを配布するとともに（延べ27店、2万6千枚）、食品ロス削減に取り組む食べきりモデル店舗の認定と啓発資材の提供を行った。 市町村の環境イベントにブース出展し、家庭で取り組める3R活動などを呼び掛けた。
事業実施期間 R 2～6年度			
事業費合計 (普及啓発分) 26,099千円			
海岸漂着物等地域対策推進事業 (※2)	県内の海岸の良好な景観及び環境を保全するとともに、現在及び将来の県民の生活と生産活動を支える環境整備を推進するため、海岸漂着物等の発生抑制対策として、ごみ拾い活動の活発化やごみ減量・適切な処理への行動変容を図った。	環境教育学習実施数 R 4 8校 4 0 0 名 R 5 5校 2 0 4 名 ヒュリカごみ拾い延べ参加人数 (R6.3.31現在) 2,199人	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等に関する環境教育推進のため県内の小学校へ講師を派遣した。 令和5年9月からごみ拾いSNS「ピリカ」と連動したウェブページを開設し、環境美化団体や企業等ごみ拾い活動を行っている団体を中心に活用を呼びかけた。 海岸漂着ごみ実態把握のため漂着物組成調査を行った。
事業実施期間 R 2～6年度			
事業費合計 4,709千円			
循環型社会に貢献できる産業人材育成事業	将来的に循環型社会の形成に寄与し担っていく地域人材の育成を図るため工業高校における解体木材を活用した実践授業や普通高校における課題研究を支援した。	3R関連授業数 R 2 3校 6 9 3 時間 R 3 3校 7 5 2 時間 R 4 3校 6 5 0 時間 R 5 3校 7 0 3 時間	<ul style="list-style-type: none"> 地元の建設業組合や職人等から指導を受け、木造建築物の廃材を加工して、保育園の木製玩具等に再利用した。 リサイクル施設の見学や環境学習を行った。 東南アジアの廃棄物・水問題解決のための課題研究を行った。
事業実施期間 R 2～6年度			
事業費合計 33,081千円			

※1 事業費は事業者支援で集計

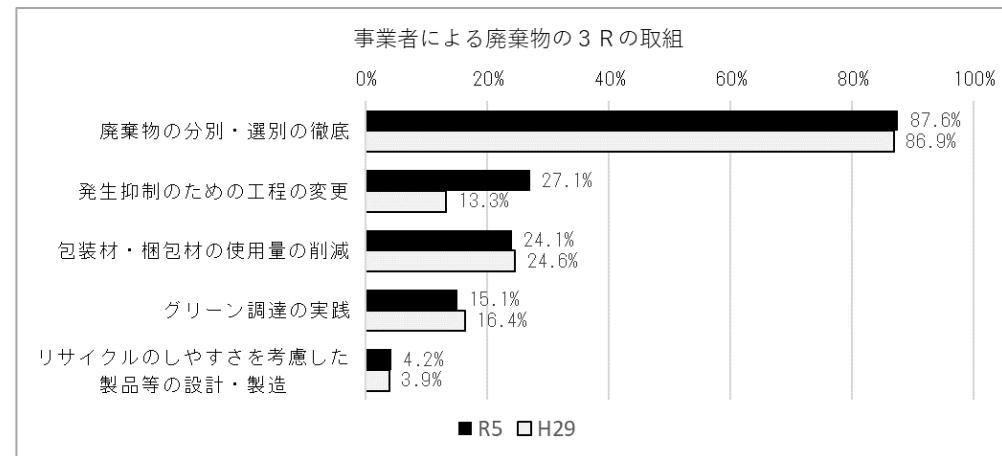
※2 事業費は産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業で集計

□ 効果指標の推移

イ) 事業者による廃棄物の3Rの取組

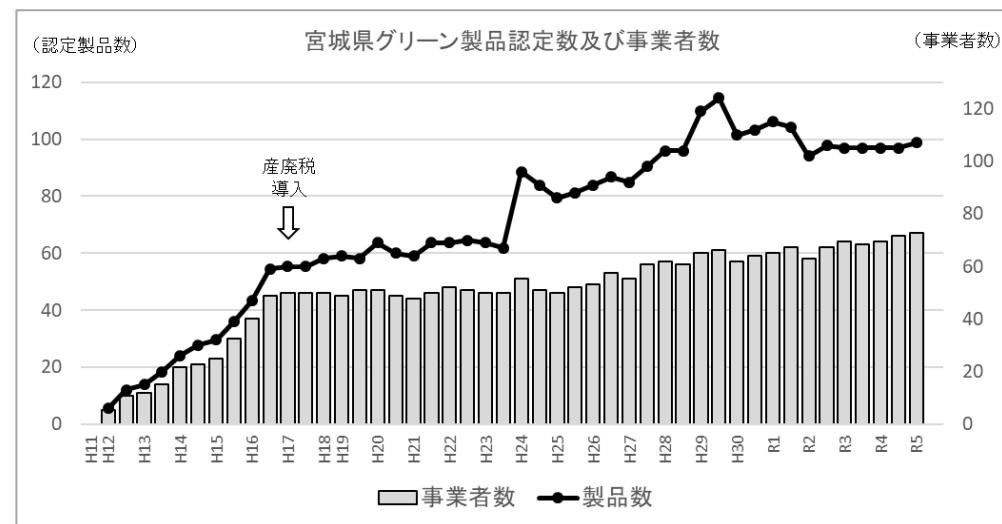
令和5年度に県内事業者に対して、「廃棄物の3Rの取組状況（3つまで回答）」について調査したところ、「廃棄物の分別・選別の徹底」に取り組む割合が最も高く、次いで「発生抑制のための工程の変更」が、平成29年度と比べて10%以上増加し、2番目に高くなりました。

既存の生産活動の改善による3Rの取組は着実に浸透している一方で、更なる資源循環の推進のためには、「グリーン調達の実践」や「リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計・製造」といった、循環性の高い事業活動の一層の促進が今後の課題となっています。



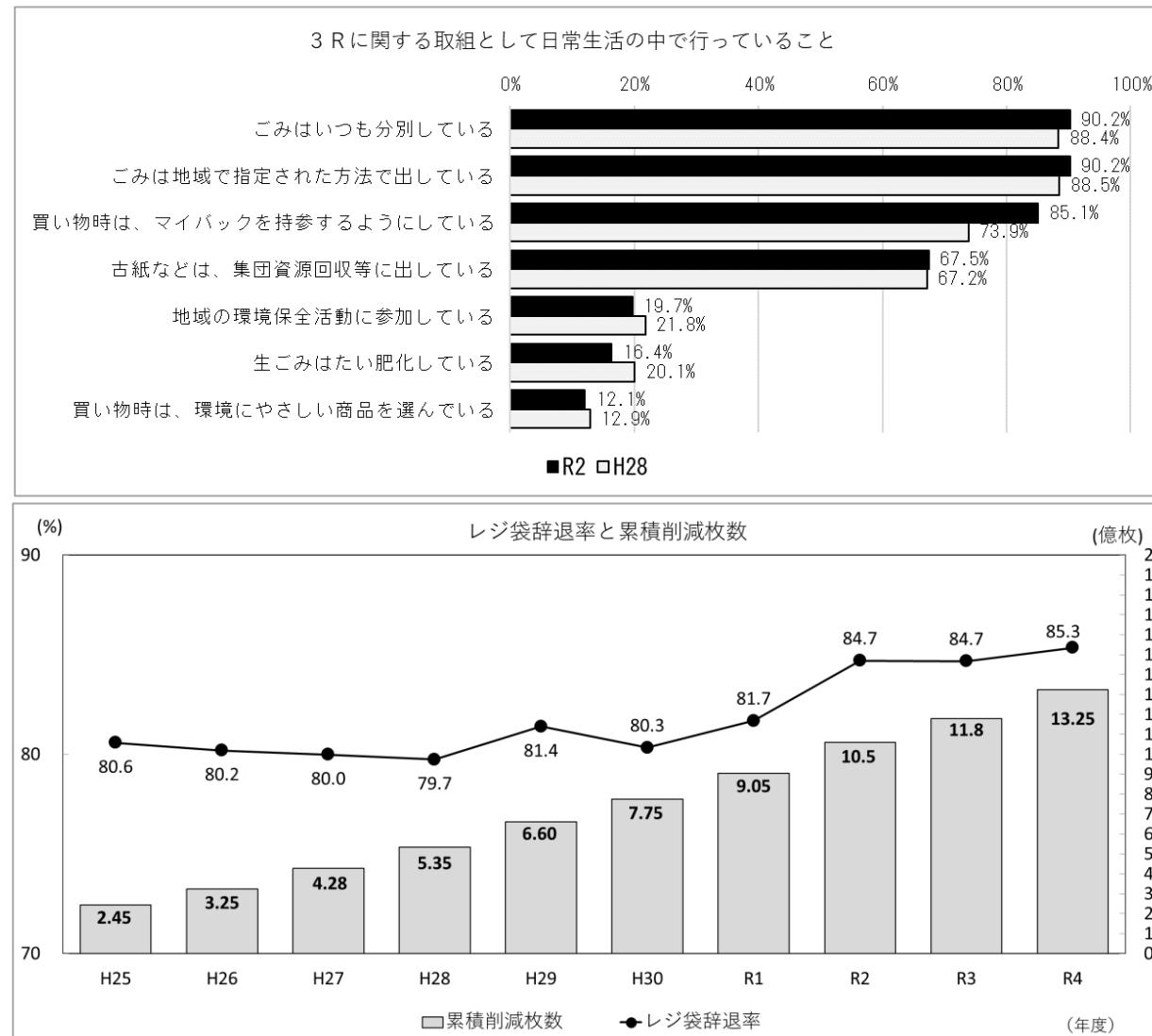
ロ) 宮城県グリーン製品の認定経過

産廃税導入以降、宮城県グリーン製品の認定製品数や生産事業者数は着実に増加しており、環境に配慮した製品等が適切に評価される市場が形成されつつあります。ただし、近年は認定製品数が横ばいで推移していることや、前項の調査結果では「グリーン調達の実践」割合が低かったことから、継続的なグリーン製品の普及促進の取組が必要です。



ハ) 県民による3Rへの取組

令和2年度に県民に対して、「3Rに関する取組として日常生活の中で行っていること（複数回答可）」について調査したところ、7項目のうち、ごみの分別やマイバックの持参などに関する4項目で、平成28年度と比べて取組割合が増加しました。また、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの海洋流出対策に関する指標として、みやぎレジ袋使用削減取組協定参加小売業者に対してレジ袋辞退率を調査したところ、辞退率は増加傾向にありました。これらの結果から、県民による3Rの取組は着実に拡大していると考えられます。



(2) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業の実績と効果指標の推移

1) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業の実績（17事業 692,090千円【R2～5決算額及びR6当初予算額】）

監視カメラの設置やスカイパトロールの実施、産業廃棄物適正処理推進員（以下、「産廃Gメン」という。）の配置などの取組を進めており、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与しました。

○主な取組

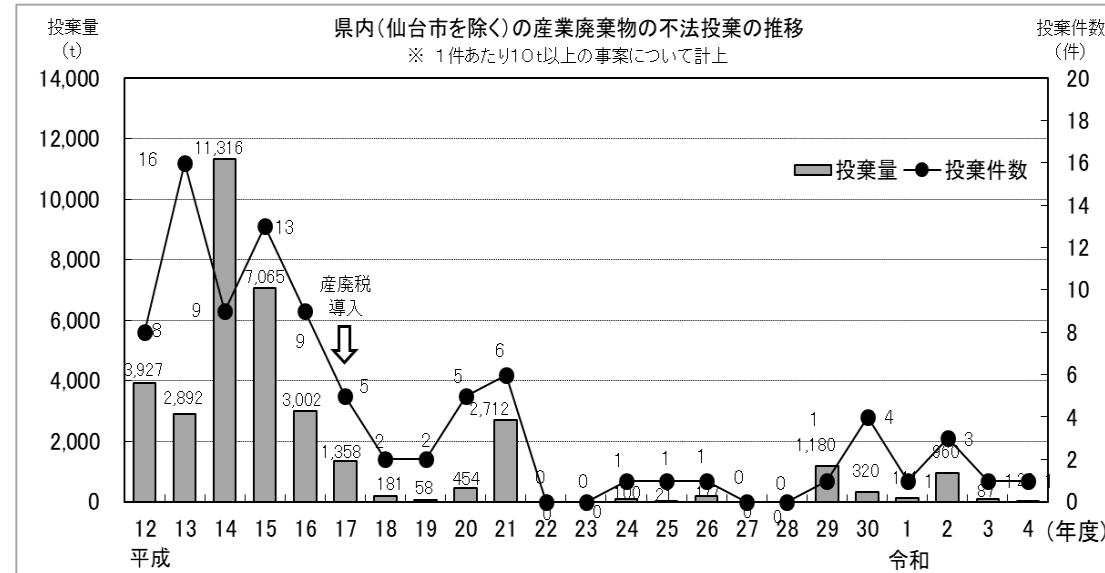
事業名	事業概要		主な取組み
産業廃棄物不法投棄監視強化事業	不法投棄等不適正処理事案に対して普及啓発・監視強化を行うとともに、不適正処理事案に対して早急かつ厳格に対応する。	不適正処理への対応 (重機掘削、測量、支障状況調査等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 不適正処理事案に対して、①重機掘削により不法投棄を立証、②支障状況調査・測量により不適正処理された廃棄物の種類、性状及び量を把握し、原因者に対して適切な指導を行った。
事業実施期間 R2～6年度		R2 14回	
事業費合計 63,734千円		R3 6回	
		R4 1回	
		R5 6回	
産業廃棄物処理システム健全化事業	電子報告システム「みやぎ産廃報告ネット」を運用するとともに、排出事業者に対して廃棄物処理の各種ルール等の講習会や電子マニフェスト講習会を開催する。	講習会回数・参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 「みやぎ産廃報告ネット」の運用及び改修により、集計データの精度向上を図った。 ● 排出事業者に対し、適正処理推進のため講習会を実施した。 ● 特に建設系廃棄物は排出量が多く、不適正処理が生じやすいことから、特化したセミナーを実施している。
事業実施期間 R2～6年度		R2 7回 135人	
事業費合計 45,100千円		R3 6回 130人	
		R4 7回 524人	
		R5 6回 131人	

事業名	事業概要	主な取組み	
産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	不法投棄等不適正処理対策の強化を図るため、産廃Gメンを配置し、監視体制の整備を行う。	監視パトロール数 R 2 11,875回 R 3 11,443回 R 4 13,449回 R 5 16,729回	● 日々、監視パトロールを実施し、不法投棄、不法焼却等の不適正処理を監視指導した。 R 5 指導実績 不法投棄：251件 不法焼却（いわゆる野焼き）：173件
事業実施期間 R 2～6年度			
事業費合計 146,766千円			
産業廃棄物不適正処理対策事業	産業廃棄物不適正処理事案の早期発見のための監視活動の強化と徹底検挙により、環境犯罪とともに、不適正処理抑制のための広報啓発活動を実施した。	廃棄物関係事件検挙数 R 2 148回 R 3 126回 R 4 119回 R 5 128回	● 不法投棄監視カメラ等の装備資機材を整備した。 ● これらの資機材を活用して、廃棄物の不適正処理事案を捜査し、検挙した。
事業実施期間 R 2～6年度			
事業費合計 5,497千円			

2) 効果指標の推移

県内の不法投棄の状況

県内（仙台市を除く）において、産廃税の導入以降、新たに発覚した 1件10トン以上の不法投棄の件数・量は大幅に減少し、低く推移していることから、産廃税充当事業による効果が現れていると考えられます。



産業廃棄物税基金充当事業一覧（令和2年度～令和6年度）

(単位:千円)

区分	内訳	部局名	事業名	令和2年度						合計
				令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 当初予算		
事業者支援	環境生活部	環境産業コーディネーター派遣事業	19,353	19,123	19,138	14,715	22,394	94,723		
		みやぎ産業廃棄物3R等推進事業	145,979	170,191	175,882	123,504	174,000	789,555		
		化学物質管理促進事業	290	220	294	129	288	1,220		
		循環型社会形成推進事業(口リスタートみやぎの3R推進事業)	15,257	14,548	13,828	14,420	16,600	74,654		
		保健福祉部 フードバンク支援事業	1,089	2,161	1,473	1,984	2,454	9,161		
	農政部	みやぎの食材バリューチーン構築プロジェクト(喜ばれる商品づくり支援事業)		3,487	4,661	4,110	6,262	18,520		
		計	181,967	209,731	215,276	158,862	221,998	987,833		
	環境生活部	循環型社会システム構築大学連携事業	13,345					13,345		
	経済商工観光部	熱可塑性プラスチック再資源化技術高度化事業		1,559				1,559		
試験研究	農政部	宮城県産針葉樹皮のイチゴ養液栽培への利用	4,536					4,536		
		メタン発酵消化液の作物栽培への利用	4,625	6,081	6,388			17,094		
		堆肥の利用拡大に向けた「特殊肥料等入り指定混合肥料」の製造及び利用方法の検討	4,473	4,615	936	1,061	1,131	12,216		
		きのこ廻菌床を利用した野菜栽培資材の開発	4,831	5,007	5,408	5,233	5,500	25,979		
		堆肥の水稻育苗培土への利用	2,910	2,676	2,755	2,758	3,091	14,189		
	農地における汚泥肥料の施用基準設定事業	コーヒー粕を利用した果樹栽培における土壤改良方法及びマルチングによる雑草等抑制効果の検討		4,753	3,394	3,461	3,515	15,122		
		農地における汚泥肥料の施用基準設定事業				3,939	4,000	7,939		
		みやぎ由来の肥料増産加速化事業						1,395	1,395	
		水産林政部 特用林産地振興推進事業費(野外栽培菌床きのこ普及推進事業)	3,337	3,215	2,843	4,467	3,952	17,813		
	計		38,056	27,904	21,724	20,918	22,584	131,187		
産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業	環境生活部	森林公園再生事業(グリーン製品活用)	19,318					19,318		
		木製アスレチック整備事業(グリーン製品活用)	20,000					20,000		
		野鳥の森再生事業		19,971	10,000	9,060		39,031		
		みやぎの3R普及啓発事業	6,438	11,273	10,681	7,700	12,000	48,093		
		宮城県グリーン製品を活用した遊歩道舗装修繕事業	6,000	3,000				9,000		
	経済商工観光部	宮城県グリーン製品を活用した公園施設整備事業	20,000	17,000	10,000	10,000		57,000		
	水産林政部	宮城県グリーン製品活用・ふるさと緑の道再整備事業	3,500					3,500		
	土木部	宮城県グリーン製品調達モデル事業	10,000	10,000				20,000		
		県立都市公園施設整備事業(グリーン製品を活用)				10,000		10,000		
		志津川自然の家管理運営事業(グリーン製品活用)	2,828			7,964		10,792		
		図書館管理運営事業(グリーン製品活用)	10,832					10,832		
		蔵王自然の家管理運営事業(グリーン製品活用)		2,398				2,398		
普及啓発・環境教育	教育庁	循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(古川工業高)	2,409	2,311	2,256	2,131	2,710	11,817		
		循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(白石工業高校)	2,589	2,458	2,395	2,407	2,523	12,372		
		循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(仙台二華)	1,925	1,581	1,474	1,735	2,177	8,892		
		みやぎ県民大学推進事業(循環型社会講座)	0	110	89	110	110	419		
		図書館施設整備事業(グリーン製品を活用)			9,118			9,118		
	東北歴史博物館	東北歴史博物館 遊歩道修繕他工事(グリーン製品を活用)				3,594		3,594		
		計	105,839	70,102	46,013	54,701	19,520	296,176		
		産業廃棄物等処理実態調査事業	0					0		
		循環型社会推進費	0					0		
		産廃税見直し事務費						0		
その他	環境生活部	環境審議会(循環型社会形成推進計画策定)	249					249		
	計		249	0	0	0	0	249		
	小計(イ)		326,111	307,737	283,013	234,481	264,102	1,415,444		

3 産廃税の今後の在り方

(1) 税の継続の必要性

1) 宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）の推進と社会情勢変化への対応

県は令和3年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」を策定し、循環型社会の形成を推進するために、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率について、過年度実績を基にしたトレンド推計による将来予測値を上回る高い目標値を設定し、令和12年度までに達成することを目指しています。現時点では、排出量及び最終処分率ともに目標値に到達しておらず、リサイクル率についても、令和4年度実績は目標値を上回りましたが、リサイクル率の高いがれき類が減少傾向にあることを踏まえると、今後も目標達成に向けて、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する施策の一層の推進が必要です。

また、産廃税充当事業の効果も相まって、県内では大規模な不適正処理事案の発生数は低調に推移していますが、この状況を維持するためには、引き続き産業廃棄物の適正な処理の促進に関する各種事業を継続していく必要があります。

加えて、現在、策定が進められている国の第5次循環型社会形成推進基本計画（案）では、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を国家戦略として掲げています。循環経済とは、「従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものとされ、我が県においても、令和7年度に予定している宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）の中間見直しにおいて、循環経済の移行に向けた施策を議論し、新たな事業展開を図っていく必要があります。

○宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）における産業廃棄物の目標値

項目	平成30年度 実績値	将来予測 (令和12年度)	目標値 (令和12年度)	現状 (令和4年度)
排出量	1,096万トン	1,096万トン	1,000万トン	1,048万トン
リサイクル率	35.6%	36.1%	35.0%	37.9%
最終処分率	1.7%	1.7%	1.0%	1.6%

2) 事業者からの評価

令和5年度、県内の事業者を対象として産廃税に関する意識調査を行いました。本調査結果によると、産廃税制度が「おおいに役立っている」、「ある程度役立っている」を合わせた割合（31.9%）は、「あまり役立っていない」、「まったく役立っていない」を合わせた割合（15.9%）を2倍程度上回っています。ただし、最も割合が高いのは「どちらともいえない（50.0%）」になっています。

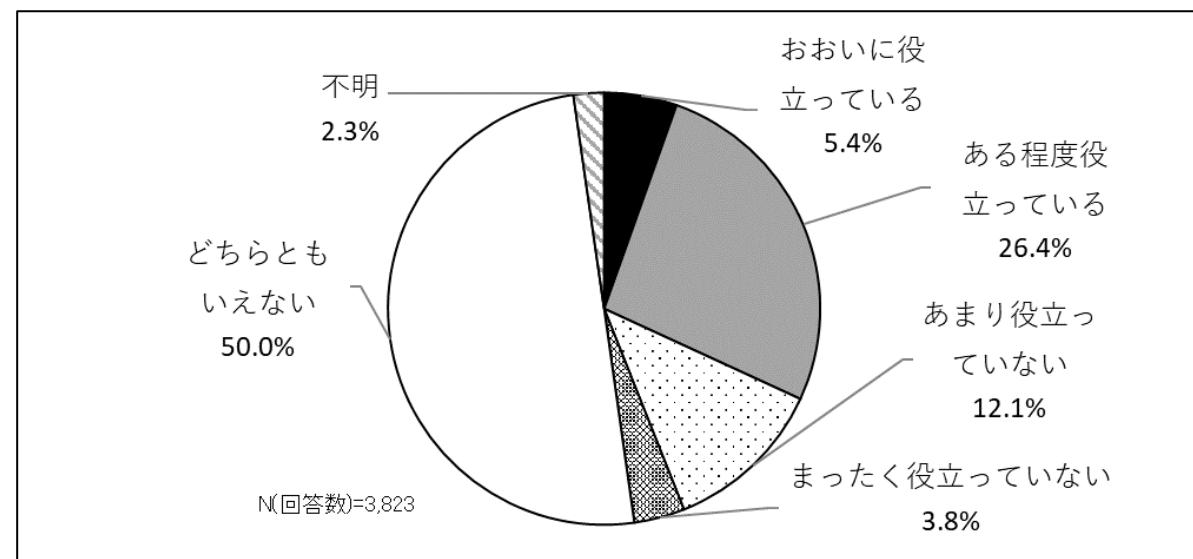
それぞれの回答理由を調査したところ、「産廃税の制度の情報が不足し、課税目的や使途・効果が分からなかったため。」が最も多くなっており、引き続き、産廃税制度や事業者支援、試験研究など事業の実績について、事業者等への周知に取り組むことが重要となります。

次に多いのは「産廃税を使った事業により、発生抑制、減量化、再生利用へ効果があると感じられるため。」、「産廃税を使った事業により、適正な処理の促進が進んでいると感じられるため。」との回答であり、産廃税充当事業の効果について一定の評価を得られているということが分かりました。

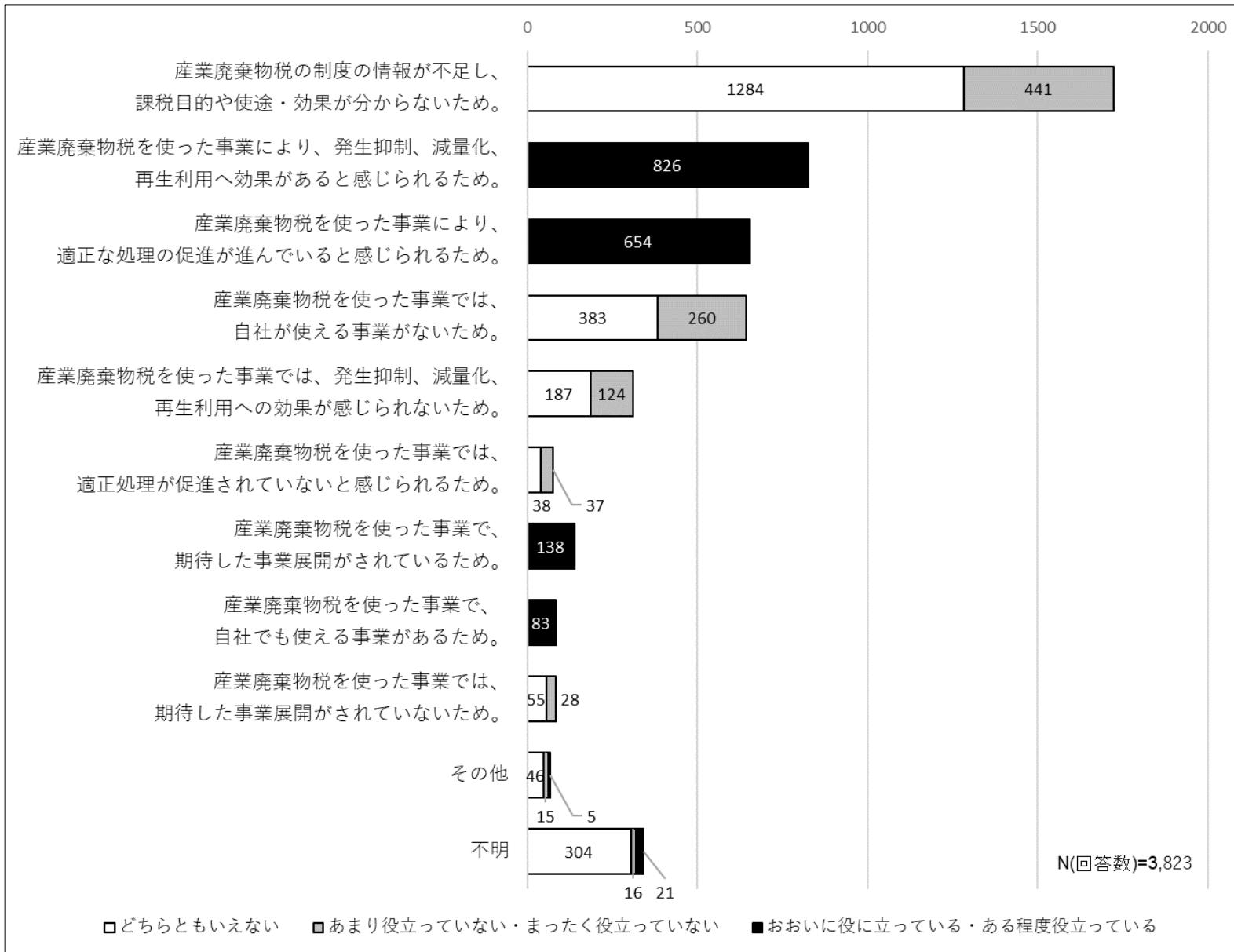
一方で、「産廃税を使った事業では、自社が使える事業がないため。」との理由から、「まったく役に立っていない」や「どちらともいえない」等を選択したとの回答も多く寄せられており、より幅広い事業者が活用可能な事業の実施が求められていることが分かりました。

さらに、「今後、産廃税を活用し、県はどのような取組を実施していくべきと考えますか」との質問に対しては、「排出抑制施設導入、再生品購入に対する事業者支援」や「事業者や県民に対する普及啓発・環境教育」の回答割合が高かったことから、これらの事業において、資源循環や地域共生に取り組む意向のある事業者が幅広く活用できる制度設計を検討していく必要があります。

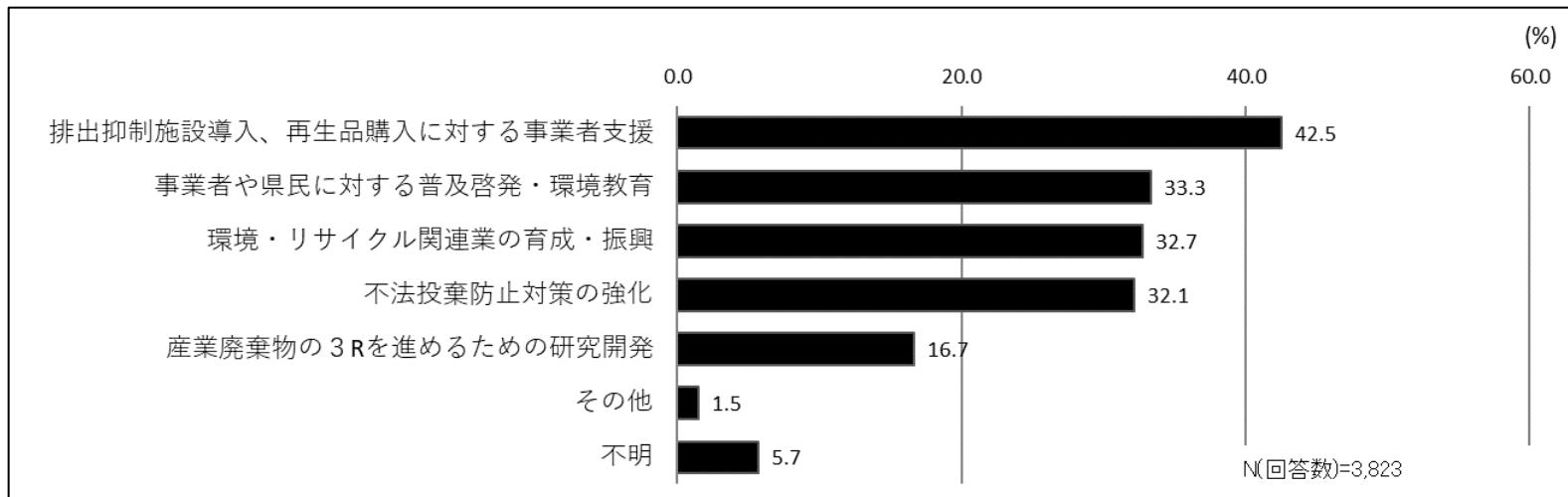
宮城県の産廃税制度は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用などに役立っていると思いますか。（回答1つ）



前問の回答理由に該当するものを選択してください。 (回答 2つまで)



今後、産廃税を活用し、県はどのような取組を実施していくべきと考えますか。（回答2つまで）



3) 産廃税制度による最終処分の自治体間の均衡

令和6年4月現在、27道府県1政令市が産廃税を導入しており、更新時期を迎えた自治体において現行制度が継続されています。宮城県周辺では、東北6県、北海道及び新潟県で導入されている中で、我が県のみが廃止した場合、県外からの最終処分の流入が増加することが懸念されます。

4) 公共関与による新たな最終処分場の整備

公共関与による新たな最終処分場は令和9年度中の供用開始を想定しており、事業主体である公益財団法人宮城県環境事業公社では令和6年度中の工事着手を予定しています。宮城県では産廃税等を財源として当該工事に要する経費への一部助成を開始しており、県内における産業廃棄物の適正処理を維持していくためにも、継続的な財源の確保が必要です。

5) まとめ

産廃税の継続の必要性について、税の効果と課題、社会情勢の推移から検証しました。

産廃税の効果と課題では、税導入後、産業廃棄物の3R及び適正処理を目的とした各種の事業を行ってきたところ、産業廃棄物の「排出量、リサイクル率、最終処分率」について、平成23年度以降震災により大きな影響を受けているものの、平成22年度までの推移を勘案すると、経済的支援策と経済的負担措置を伴う産廃税の導入により、一定の成果が得られたものと考えられます。

一方、令和12年度までを計画期間とする宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）においては、過年度の実績を基にした将来予測を更に上回る高い目標

を設定していることから、今後、産業廃棄物の排出抑制や再生利用の向上、最終処分率の抑制に向けた施策を、より一層、効果的かつ継続的に実施する必要があると考えられます。

また、不法投棄については、各種の不法投棄対策を行ったことにより、件数・量ともに減少し、低调に推移しています。不法投棄対策は早期発見、早期対応が不可欠であり、対応が遅くなることによって大規模投棄に繋がることになりかねません。我が県の豊かな自然を守るために、今後も不法投棄対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

税の負担者である県内事業者を対象に、産廃税制度について調査を行ったところ、「事業効果が感じられるため、本制度が役に立っている」との回答が多く、一定の評価が得られていると考えられました。一方で、「活用できる事業が少ない」との回答もあり、より幅広い事業者が活用可能な事業を実施していくことが求められています。循環型社会形成に向けて重要な鍵となる「循環経済への移行」を推進していくためにも、様々な事業者において資源の効率的・循環的な利用を図ることが重要なことから、資源循環に取り組む意向のある事業者に対し、事業効果がより伝わりやすく、また、活用しやすい制度設計を検討する必要があります。

また、産業廃棄物の適正処理の維持のため、令和6年度から公益財団法人宮城県環境事業公社が、新たな公共関与型の最終処分場の建設工事着手を予定しており、県は産廃税等を財源として当該工事に要する経費の一部助成を開始していることに加え、近隣全ての県で産廃税が導入されている中で、我が県のみが廃止した場合、県外からの最終処分の流入が増加することが懸念されます。

以上のことから、産業廃棄物の排出量及び埋立量等の削減効果、産業廃棄物に係る課題に対応するための施策の充実強化の必要性、さらに国、県ともに循環型社会の形成に向けた施策を推進していくこととしている社会情勢等を勘案して、産廃税を継続すべきものと考えます。

(2) 税の仕組の方向性

1) 課税方式

県内の民間施設も含めた最終処分場の埋立残余年数は年々減少し、令和7年度には公共関与最終処分場「クリーンプラザみやぎ」の埋立が完了する見込みとなっています。公共関与による新たな最終処分場については、令和9年度中の供用開始を目指して整備が進められていますが、環境負荷の低減を進めるためにも、今後も最終処分量の削減・減量化への誘導が一層必要となります。

このため、中間処理段階での減量化及びリサイクルの促進を図ることを目指し、最終処分に着目した課税方式としています。

また、税制上の視点からは、最終処分場への搬入量の把握が容易かつ適切に捕捉が可能であり徴税コストが小さいこと、最終処分場への搬入量全体を課税対象とすることにより、税負担の公平性が確保されることなどの理由からも、現行方式を導入しているところです。

現行の課税方式により適切に申告納付等がなされ、税制度自体が定着しているとともに、前述の政策効果、税制上のメリットや東北6県で同一方式を導入していることなどを踏まえ、現行の課税方式を継続すべきものと考えます。

2) 税率

宮城県では、同様の制度を導入している他県と税率が異なることにより県域を越えた廃棄物の流出入が混乱するのを避けるため、他県との均衡を考慮して、税率を1トンにつき1,000円としています。

現時点で、東北6県を始めとする27道府県1政令市すべてが税率を産業廃棄物1トンにつき1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡の観点から、現行の税率を継続すべきものと考えます。

3) 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5年間の時限措置とすることが適当であると考えます。

4) 税収

令和7年度に公共廻与最終処分場「クリーンプラザみやぎ」の埋立が完了した後、新たな最終処分場の供用開始までの間、一時的な税収の減少が予想されますが、概ね年額約3億円台後半から4億円程度で推移すると見込まれます。